

諮問日：令和4年2月17日（令和3年度（個）諮問第9号）

答申日：令和4年6月24日（令和4年度（個）答申第3号）

件名：特定年月日付けで特定人が東京高等裁判所に申し出た「個人情報開示請求」
に関連するすべての文書に記録された保有個人情報の一部不開示の判断に
関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定年月日付で特定人（本件申出人と同じ）が東京高等裁判所宛に請求した「個人情報開示請求」に関連するすべての文書に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、「保有個人情報開示申出書」と題する供覧文書及び「保有個人情報不開示通知書」と題する決裁文書を本件対象個人情報が記録された文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が令和3年10月15日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 (1) 裁判所職員の署名は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和3年法律第37号による廃止前のもの。以下「法」という。）14条2号の情報に該当しないので、開示しないこととした部分も開示するよう求める。

また、仮に保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、苦

情申出人の権利利益を保護するため、苦情申出人に対し、当該保有個人情報を開示するよう求める（取扱要綱記第4の3）。

(2) 開示の申出に対する対応は、開示の申出があった日から原則として30日以内に行わなければならない（取扱要綱記第4の6の(3)）。

本件司法行政文書開示申出は特定年月日であるから、特定年月日までに開示の申出に対する通知が行われなければならなかった。

本件対象文書の開示について、開示申出から5ヵ月近くもかかるはずがない。

本件一部開示通知書は、不当に回答を引き延ばしたあげく、開示しない部分があるという、著しく不当な通知であるから、当該保有個人情報をすべて開示するよう求める。

(3) 東京高等裁判所長官は、開示の実施方法として、写しを送付した。しかるに、苦情申出人は、開示の実施方法として、保有個人情報の閲覧と複写を求めているから、保有個人情報の開示の実施方法として閲覧を許可するよう求める。

(4) 本件対象個人情報には、特定年月日付け異議申立書関連の文書も含まれている。よって、同日付け異議申立書関連の文書も開示するよう求める。

2 (1) 「苦情の申出がされた日」を「特定年月日」に訂正するよう申し立てる。

(2) 裁判所が不開示情報に相当すると判断した苦情申出人以外の個人識別情報（裁判所職員の印影及び署名部分）は、法14条2号ハに該当するから、法14条2号の不開示情報には当たらない。

(3) 特定年月日付け異議申立書関連の文書について、最高裁判所は「同文書は保有していない」というがこれは誤りである。

(4) 開示の申出に対する対応及び開示の実施方法についても苦情の申出の対象になることが明らかである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 原判断庁は、本件開示申出に係る個人情報記録された文書として、本件対象文書を対象文書として特定した。
- 2 本件対象文書中、原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）は、裁判所職員の印影及び署名部分である。これらはいずれも苦情申出人以外の個人識別情報であり、法14条2号に規定する不開示情報に相当し、同号ただし書きからハまでに該当する事情も認められない。

この点、苦情申出人は、裁判所の職員の署名について、苦情申出人の権利利益を保護するため、裁量的開示（取扱要綱記第4の3）をするように求めている。しかし、裁判所職員の署名は、上記のとおり苦情申出人以外の個人識別情報であり、かつ、その形状が文書の真正を示す認証的機能を有していることから、個人の権利利益を保護するために特に必要があるとは認められず、裁量的開示を行うべき場合に当たらない。

- 3 また、苦情申出人は、本件開示申出に係る個人情報記録された文書として、特定年月日付け異議申立書関連の文書を開示するように主張する。

しかし、本件苦情申出をうけて、念のため再度探索したが、原判断において苦情申出人の主張する文書を実際に作成又は取得したのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのか否かが判然とせず、同文書は保有していない。

- 4 なお、苦情申出人は、開示の申出に対する対応は、開示の申出があった日から原則として30日以内に行わなければならない（取扱要綱記第4の6の(3)）ところ、本件不開示通知がされるまでに開示申出から5か月近く要しており、不当に回答を引き延ばした著しく不当な通知であるから、速やかに本件開示申出文書は開示されなければならない旨、開示の実施方法として、保有個人情報の閲覧と謄写を求めているから、保有個人情報の開示の実施方法として閲覧を許可するよう求める旨主張するが、いずれの主張も原判断の当否に関する苦情には当たらない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年2月17日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年3月15日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年5月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、裁判所職員の印影及び署名が記載されており、これらの情報は苦情申出人以外の個人識別情報であることから、法14条2号に規定する不開示情報に相当すると認められる。そして、同号ただし書きからハまでに相当する事情は認められない。
- 2 苦情申出人は、裁判所の職員の署名について、苦情申出人の権利利益を保護するため、裁量的開示をするように求めている。しかし、裁判所職員の署名は、文書の真正を示す認証的機能を有しているにすぎず、取扱要綱記第4の3による裁量的開示を相当する事情は見当たらない。したがって、苦情申出人の上記主張は採用できない。

また、苦情申出人は、本件開示申出に係る個人情報記録された文書として、特定年月日付け異議申立書関連の文書を開示するように主張する。しかし、苦情申出人は、最高裁判所事務総長の理由説明書に対する反論等を記載した意見書及び資料においても、特定年月日付け異議申立書関連の文書の具体的内容や形状等について明らかにしていない。上記事情も踏まえると、本件苦情申出を受けて、原判断庁において、念のため再度上記文書を探索したが、上記文書を実際に作成し、又は取得したのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのか否かが判然としなかったとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえず、苦情申出人の上記主張は採用できない。そのほか、東京高等裁判所において、本件対象文書のほかに本件開示申出文書に該当する文書を保有して

いることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、東京高等裁判所において、本件対象文書のほかに本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

3 苦情申出人のその他の主張は、いずれも原判断の当否に関するものではなく、上記の判断を左右するものではない。

4 以上のとおり、原判断については、東京高等裁判所において、本件不開示部分が法14条2号に規定する不開示情報に相当すると認められ、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長 戸 雅子